

店舗統廃合に関するQ & A

- ◆春日台出張所、田代出張所にお取引があるお客様はQ1～Q22が対象となります。
- ◇半原支所に投資信託・国債・融資・共済契約のお取引があるお客様はQ12～Q22が対象となります。

●信用事業関係

Q1 貯金の取引は、取引店舗でないと出来ませんか。

A1 県央愛川農協の店舗であれば、どこでも手続きが出来ます。ご都合の良い店舗をご利用ください。

Q2 口座番号・契約番号はどうなりますか。

A2 口座番号・契約番号については、原則、変更ありません。そのままご利用いただけます。なお、口座番号が変更となる一部のお客様については、別途ご連絡させていただきます。

Q3 現在利用している通帳・証書・キャッシュカード・JAカードはどうなりますか。

A3 そのままご利用いただけます。

Q4 JAネットバンクはどうなりますか。

A4 そのままご利用いただけます。

Q5 年金を受け取っていますが、どうなりますか。

A5 原則、公的年金など年金振込を当JAにご指定いただいているお客様は、当JAが変更手続きを代行いたしますので、お客様からの手続きは不要です。ただし、一部の年金については、誠に恐縮ですが、お客様ご自身で変更手続きをお願いする場合がございますので、該当されるお客様には個別にご案内させていただきます。

Q6 税金・公共料金・クレジット代金などの口座引落（口座振替）はどうなりますか。

A6 引き続きお取り扱いいたします。支払先への変更手続きは当JAで行います。

Q7 非課税貯蓄申込書を提出していますが、どうなりますか。

A7 非課税貯蓄申込書（マル優・特別マル優・財形住宅・財形年金）については、そのまま引き継がれます。

Q8 出資はどうなりますか。

A8 お持ちいただいている出資については、自動的に管理店舗が移管されます。
春日台出張所⇒中津支所 田代出張所⇒半原支所

Q9 給与振込をしていますか、どうなりますか。

A9 店舗名・店舗番号が変更となりますので、お手数ですが、お早めにお勤め先にその旨をお届け願います。

Q10 振込（家賃などのお受け取り）はどうなりますか。

A10 賃借人から振り込まれる家賃やお取引先からの各種代金の受け取りについては、お客様から賃借人等に店舗統廃合による変更後の店舗名・店舗番号をお早めにご連絡いただきますようお願いいたします。変更手続きが行われなかった場合、ご入金出来ませんのでご注意ください。

Q11 「振込カード」を使用していますが、どうなりますか。

A11 お振込先が春日台出張所・田代出張所の口座になっている「振込カード」については、ご使用できません。なお、新しい「振込カード」は、ATMにて再度振込の手続きをいただいたときに、無料で再発行することができます。